

個人住民税の特別徴収実施確認書

令和 年 月 日

日 向 市 長 様

住所または所在地

商号または名称

代表者職・氏名

⑨

連 絡 先

令和7年度日向市自動販売機設置場所貸付（その2）に係る条件付一般競争入札参加資格審査の申請にあたり、下記のとおり個人住民税の特別徴収の実施状況を申告します。

記

- ☐ 1 当事業所は、現在、宮崎県 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施しています。
⇒ 直近の領収証書の写しを貼付してください。領収証書がないなど写しが貼付できない場合は、該当する市町村の税務担当課にて、下欄に確認印を受けてください。

領収証書の写し貼付欄

- ☐ 2 当事業所は、現在、宮崎県 市（町・村）に事業所はありますが、特別徴収義務が無い、非課税、又は特別徴収の対象となる従業員等がない等の理由により、特別徴収を実施していません。
⇒ 該当する市町村の税務担当課にて、確認印を受けてください。
- ☐ 3 当事業所は、宮崎県内に事業所（支店または営業所等を含む。）がありません。
⇒ 領収証書の貼付や税務担当課での確認は不要です。

（ア） 1～3のうち、当てはまる項目にチェックを入れてください。
（イ） 1において、日向市の指定を受けていれば日向市、日向市に事業所がない等の場合は、下記の順で市町村を選択・記載してください。
①日向市⇒②宮崎県内の主たる事務所がある市町村⇒③宮崎県内で従業員が最も多く居住する市町村
（ウ） 1で該当する市町村がなく、2にチェックを入れる場合も（イ）と同様の順で市町村を選択・記載してください。
※ 日向市税務担当課の確認申請の受付時間は8:30～17:15です。
（12:00～13:00を除く）他市町村はそれぞれご確認ください。

※ 1で領収証書を添付している場合は確認印不要です。

税務担当課確認印

個人住民税の特別徴収実施確認書について

● 個人住民税の特別徴収とは

事業主（給与支払者＝特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員（給与所得者＝納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収・天引きして、従業員の居住している市町村に納入する制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をすることになっています。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払いをする事業者は、所得税の源泉徴収を要しないとされているため、このような場合は、個人住民税の特別徴収義務がない事業所として確認を受ける必要があります。

● 個人住民税の特別徴収実施確認書について

本様式は入札参加資格審査において、地方税法及び各市町村の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するために、特別徴収に係る領収証書の写しを添付して提出する書類です。

ここでの特別徴収に係る領収証書とは、市町村から発送される納入書と一緒に綴られている領収証書（総務省施行規則第5号の15様式）のことをいいます。

なお、所定の領収証書の写しを添付することができない場合等は、各市町村の税務関係窓口で確認印を受けて下さい。

領収証書見本 （特別徴収義務者の記載があります。）

市区町村コード		個人市町村民税 個人道府県民税 領収証書 ㊟	
口座番号		加入者名	
加入者名		指定番号	
納 入 金 額	給与分 (一括徴収含む)	千	百
	退職所得分	千	百
	延滞金	千	百
	督促手数料	千	百
	合計額	千	百
納期限			
(特別徴収義務者)			
住所又は 所在地			
氏名又は 名称		殿	
上記のとおり領収しました。		領収日付印	
		(納入者保管)	

宮崎県宮崎市		個人市民税 個人県民税		領収証書 ㊟	
市区町村コード	口座番号	加入者名			
452017	02020-4-960055	宮崎市収入役			
指定番号		納入金額(1)			
平成21年06月分		*****			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	給与分 (一括徴収)	千	百	十	円
	退職所得分	千	百	十	円
	延滞金	千	百	十	円
	督促手数料	千	百	十	円
	合計額	千	百	十	円
納期限	平成21年7月10日				
(特別徴収義務者)		平成21年6月分			
住所又は 所在地		領収日付印			
氏名又は 名称		殿			
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)			

※ 領収証書の写しの場合

個人住民税の特別徴収を実施している事業所であり、市町村から発送される所定の様式で納付されている事業所については、直近の特別徴収に係る領収証書の写しを添付してください。

なお、直近のいずれか1か月分で構いません。